

1341

(参考)

秘
無期限

決 裁 書

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アジア局長 参 事 官 参 事 官 北東アジア課長 首席参事官	保 存 期 間 1項 2項 3項 4項 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 昭和56年 / 月 27日 決裁 昭和 年 月 日 起案番号 電話番号 本 部 2416
協議先 いばし(係)		
下記の件に関し決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡問題		
GA-1 (昭和54.4.1改正) 外務省		回覧番号

秘
無期限

旧軍人・軍属等朝鮮半島出身者遺骨引渡し問題

56. 1. 27

北東アジア課

1. 去年12月24日、在京韓国大寺在春書記官
は、股野北東アジア課長と来訪し、本件に関する
(密件)

る解決案として、要旨次の通りの内容を記した
ペーパー（別添1）を呈示し、その検討を

要請趣いた。

(1) 一年間、日本国内で遺骨名簿を公示する。

(2) 公示期間終了後遺族の判明しないものにつ
いては、韓国を本籍地とするもの

③ 韓国政府は引受けた遺骨のうち遺族が
確認できた場合は遺族に引き渡す。

④

2. 右韓国側等請は、旧軍人・軍属等朝鮮

半島出身者の遺骨で、依然として遺族が
不明なため政府(厚生省)が保管(国庫

祐天葬)している遺骨1146柱の返還に
関する問題であり、この問題に関して

は、今次戦争後30年以上を経過し、遺族
探しは限界に来てあり、遺族が判明しな

いからといって同遺骨を本邦に保管するのは
不自然であることに鑑み、50年1月厚生省

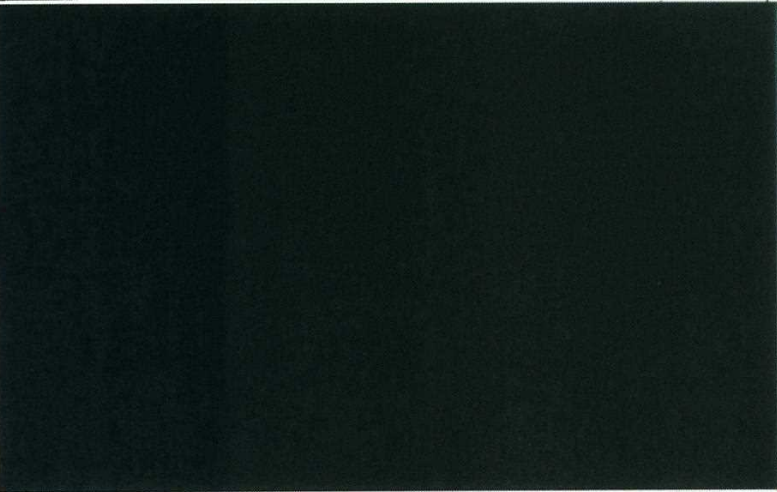
とも協議の上、「残った遺骨については一年
間にわたる遺骨名簿の公示を行ったこと、

お遺族の判明しないものうち韓国と本籍地
とするものは条件を附して一任して韓国政府

に引渡すとのラインの解決案（別添2）を
作成し韓国側に対し呈示した。

これに対し韓国側は、53年11月、韓国側
合意文案（別添3）を回答越し、これに

対しおが示より、

韓国側が何した3条件	
①	
②	
③	
等について 53年12月、「我が国は人道防 観点から本件を推進するとの基本態度を 貫きたい。韓国側の3条件等は   の日本政 府の態度を伝え、これに対する韓国側の 回答を求め、数度にわたり交渉してきた 経緯がある。	

注1 政府が保護している遺骨

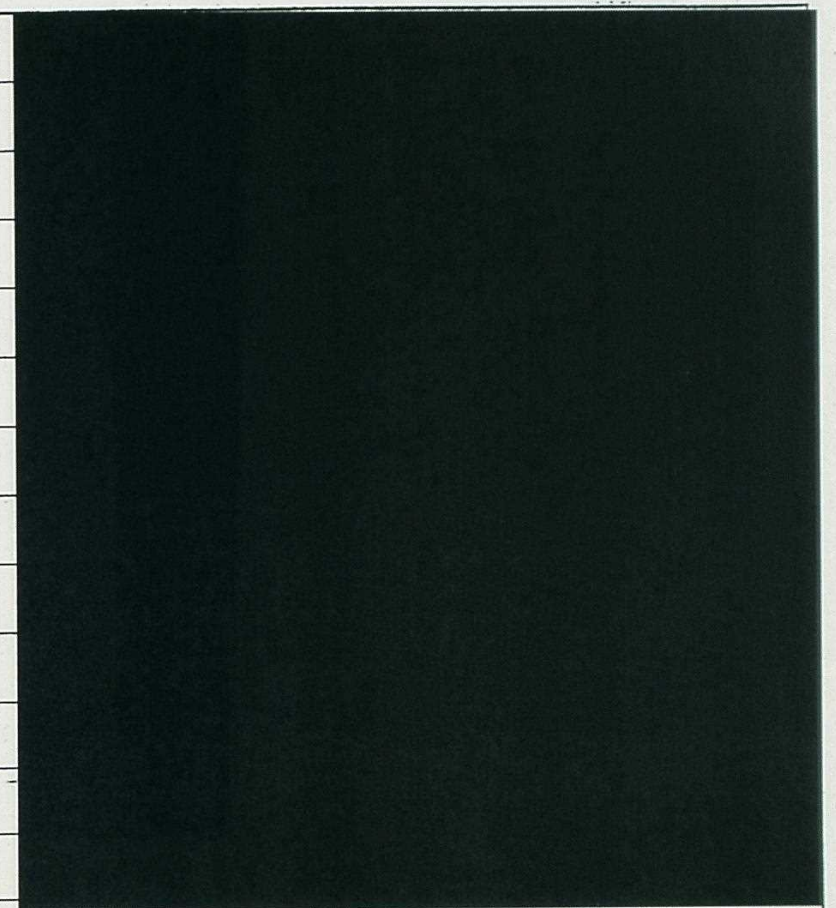
区分	本邦死	韓国	北朝鮮	計
陸軍		342	317	659
海軍		323	114	437
一般人		49	1	50
計		714	432	1146

注2 韓国への遺骨引渡し状況

年月	返還数	残遺骨数	備 考
終戦前	本邦の戦没者と同様に返還 今次戦争の朝鮮半島出身者、軍属戦没者 22,182		
20.8 ~25.6	約 7,000	2,324	朝鮮戦争発生に於て中断
45.6	1	2,327	44年の「日韓合意」に於て再開
46.3	1	2,326	
46.11	246	2,080	
49.12	911	1,169	
51.10	22	1,147	
53.3	1	1,146	

6

三三



3. 右各語に鑑み、韓国側と以下に引交渉
を推進めざることと致したい。

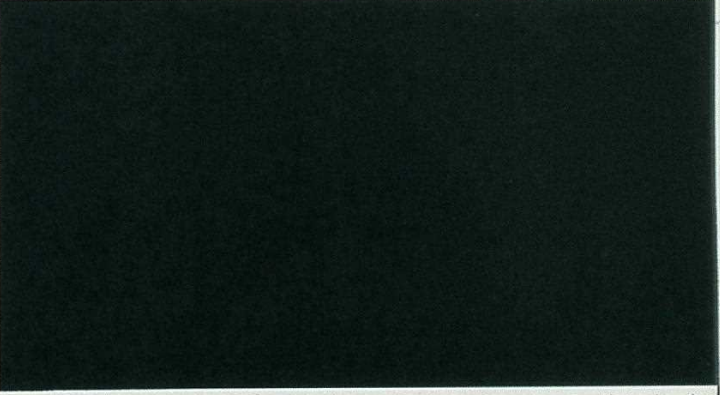
(1) 53年11月21日、韓国側の「合意文書」呈
示以来の交渉において、我が方の質問

に対し明確な韓国側回答が得られ
ないままとなっている以下の諸点について

韓国側の回答を求めらる。

1. 我が方解決案のうち次の2項目に

ついて韓国側が何くら融やていかな点

○ 

○ (韓国政府は一掃し渡すに際し)

「これら遺骨に対して 韓国政府が
然るべき祭祀を行う。」〔第3項

(四) 項]

ロ. 我が国解決案では

とあり

るのに対し、韓国側案では

とあり、これは

である。

(2) 以下の点につき韓国側に問題を提起し、韓国側に検討を要する。

[Redacted]

[Redacted]

1.

[Redacted]

我が国としては人道的な観点から本

件と推進するとの立場から再三回しに
にしているように、人道所の問題として

めをすべきことには

そもそも遺骨の返還は、その遺族に
対してこれをやることを前提とし、ど

うしても遺族の判明しないものについて
は、韓国と本籍地とする者の遺骨を韓

国政府に一押し渡すこととするというの
が、日本側の提示した本件解決案の三

点であり、この点については5月21日
の「韓国側合意文案」及びこれまでの

交渉の経緯（韓国側は、日本側が
提示した、遺族の判明しない遺骨

について何

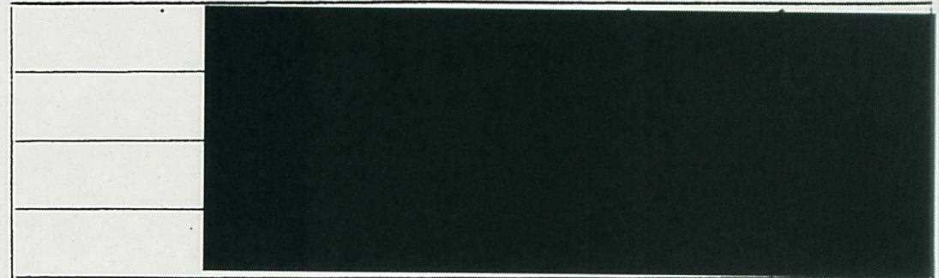
している。）

からみて、韓国側にも理解されて

いるものと考える。

したがって今後、韓国側が申し入れ

た本項は



(注1) やがて解決案第1項については52年10月27日、韓国側はこれに同意した。

今般 やがてより、韓国側案第1項はやがて解決案及び53年11月21日

の韓国側案と表現が異なる旨を^{指し}指摘した。3. 韓国側より「日本側解決案に同意

するとの従来の姿勢に変化はない。」旨の回答があった。

(注2) 「遺族がし縁故者」については韓国民法第777条に定める「親族」とする旨

双方で合意されている。

韓国側 合意文書 (仮訳)

55.12.24

1. 日本厚生省は 1年以内に遺族の申請がない場合、残余の遺骨に対しては下記事項に従って措置するという意味を明記し、日本国内で遺骨名簿を公示する。

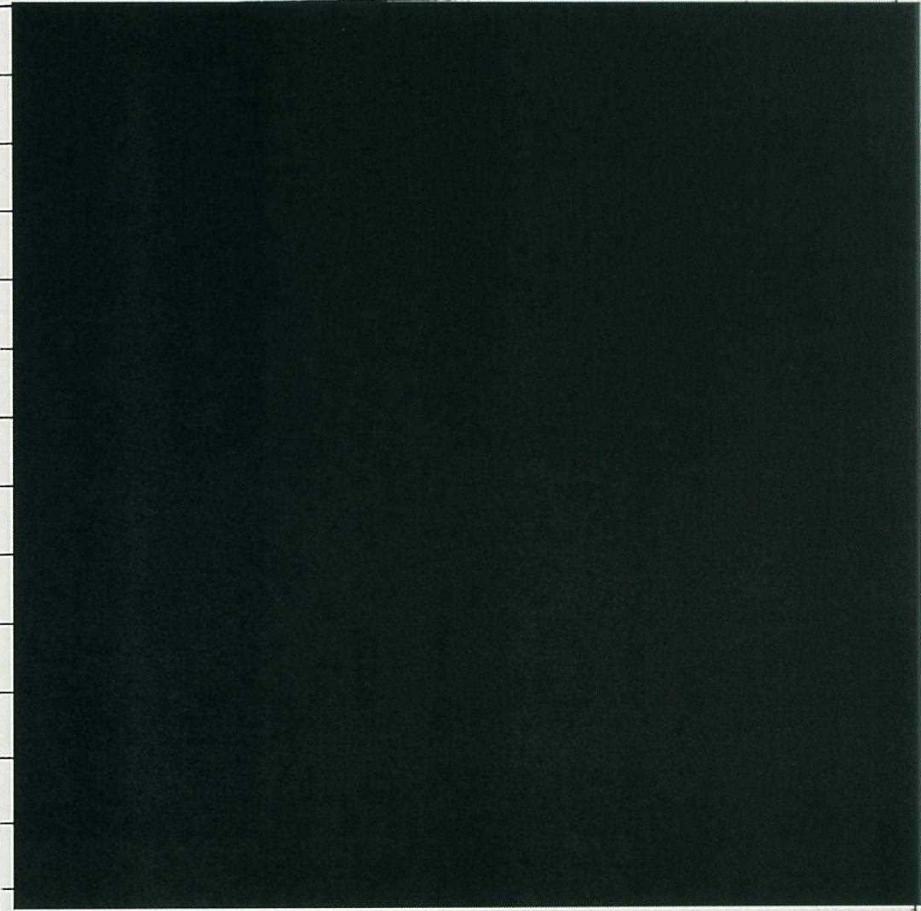
2. 前1項の公示期間終了時点で日本政府は韓国と本議定書とする者の遺骨全部

3. 韓国政府は前記の引受けた遺骨のうち

遺族が確認した場合には同遺骨を当該遺族に引渡す。

4.

2

旧軍人・軍属等韓国人遺骨引渡し問題の解決案

(1) 厚生省は、「1年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記の上、日本国内で遺骨リストを公示する。

(2)

(3) 遺族が判明した場合は、従来どおり正当な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。

(4) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。

(5)

(6)

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）

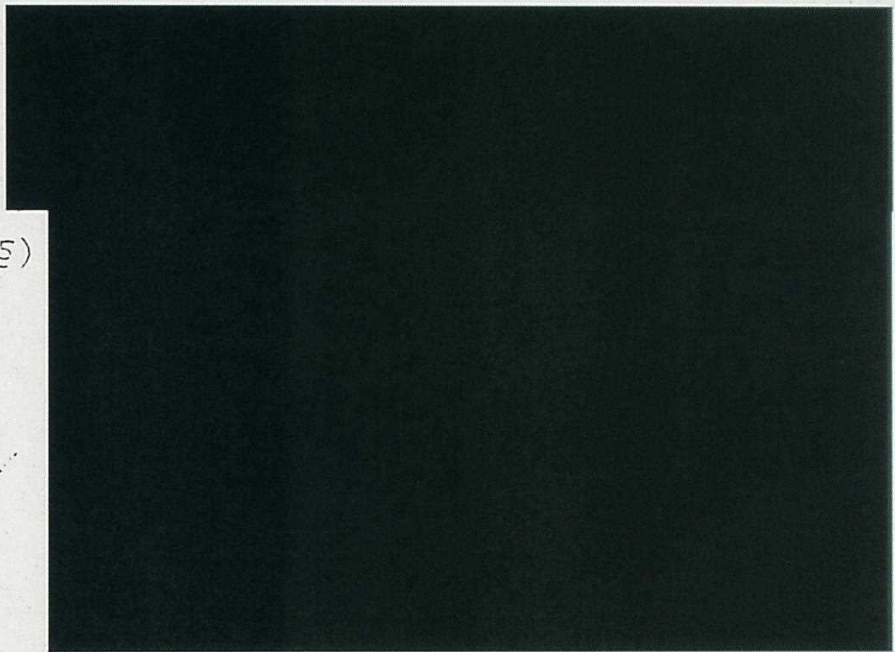
（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）

（一）
（二）
（三）
（四）
（五）
（六）
（七）
（八）
（九）
（十）

(5)



韓国側合意文書 (仮記)

53. 11. 21

1. 日本厚生省は 1年以内に遺族の申請がない場合、残余の遺骨に対しては日本政府

が適切に措置するという意味を明記し、日本国内で遺骨名簿を公示する。

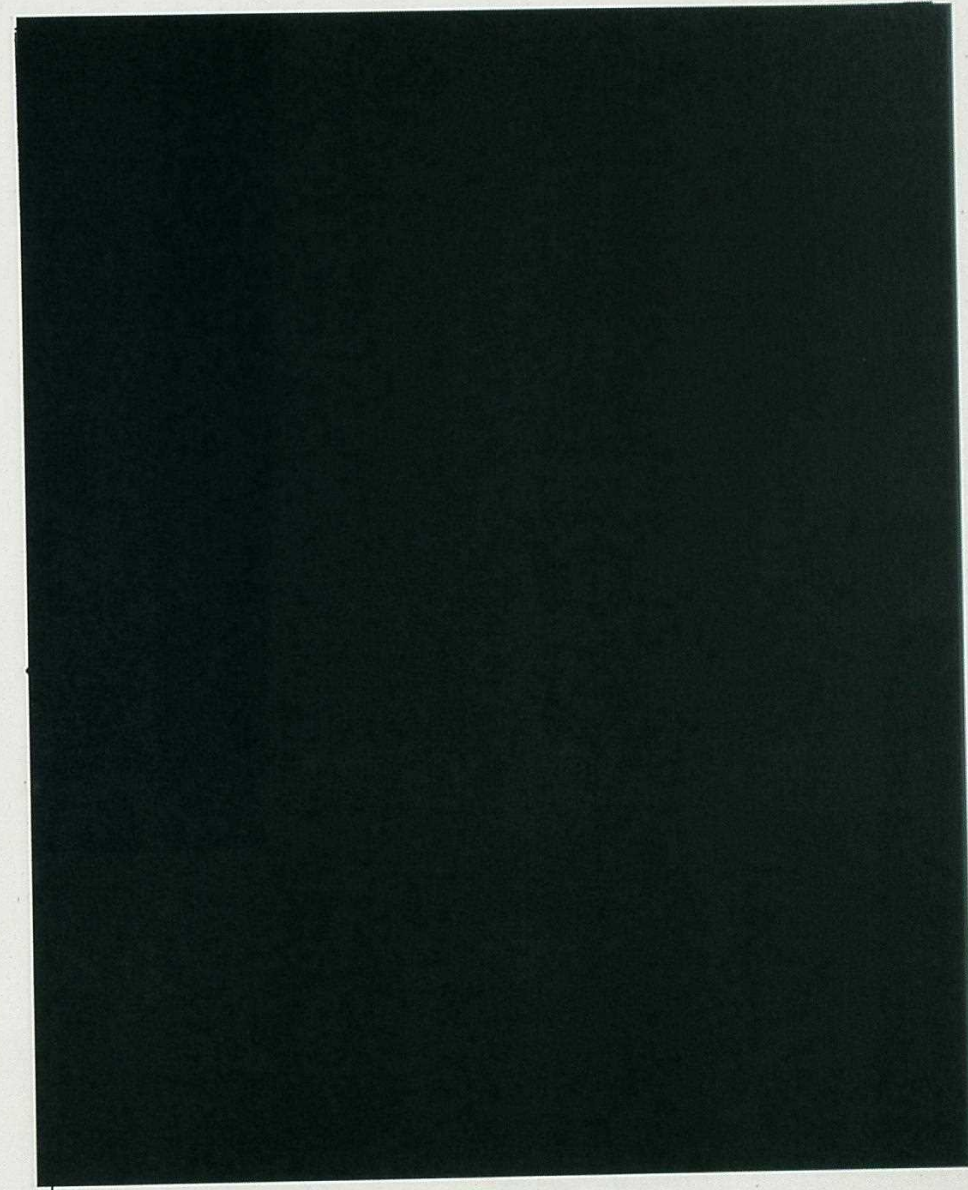
2. 前1項の公示期間終了時点で日本政府は韓国と本籍地とする者の遺骨全部

[Redacted]

3. 韓国政府は前記の引受けた遺骨のうち遺族が確認された場合には遺骨を当該遺族に引渡す。

4. [Redacted]

2



GA-6

外務省